

加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成等を求める意見書の提出に
ついて

加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成等を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和3年10月5日提出

秦野市議会文教福祉常任委員会
委員長 野々山 静 香

提案理由

高齢者の難聴は生活障害となるのみならず、認知症発症のリスクとなる可能性も報告されており、介護予防や生活の質を維持していくためにも、国において難聴高齢者の実態を把握するための調査を実施した上で、補聴器購入に対する公的助成を検討するとともに、難聴を早期発見するための取組として特定健康診査の項目に聴力検査を追加するよう、国に意見書を提出するものであります。

加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成等を求める意見書

我が国の高齢化率は28%を超え、今後も上昇を続けることが見込まれる中、難聴を抱える高齢者の実態は十分に把握されていない。高齢者の難聴が生活の質や認知機能に影響を与えるとされることから、介護予防や生活の質を維持していく上でも適切な対応を図ることが重要なテーマとなっている。

また、認知症の原因のうち、潜在的に予防可能なものの一つとして難聴が挙げられており、難聴と認知症、また補聴器の装用による有益性に関して、今後の調査・研究が期待される。

一般社団法人日本補聴器工業会によれば、我が国の難聴者は推計1430万人とされている中で、難聴者の補聴器使用率は欧米諸国に比べて低く、補聴器の普及を図る必要がある。しかし、補聴器の価格は一般的に高価で、年金生活者には負担が大きい。そのため、現物支給や購入資金の一部助成を実施している自治体もあるが、まずは難聴高齢者の実態を十分に把握するための調査を国において実施することが重要であり、その調査結果を踏まえ、公的助成制度の創設や難聴を早期発見するための仕組みを検討することが必要である。

難聴高齢者の生活の質を維持し、社会参加を促すことは、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながるものである。

したがって、国においては、次の事項の実現に向け特段の措置を講じられるよう要望するものである。

- 1 難聴高齢者の実態を把握するための調査を実施した上で、補聴器購入に対する公的助成を検討すること
- 2 特定健康診査の項目に「聴力検査」を追加すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月5日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
財務大臣
厚生労働大臣

秦野市議会議長 小菅基司